

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に
当たるときは、
翌日)

目 次

◇ 告 示

地域森林計画の変更(林務課)

保安林の指定の解除予定(四件)(森林保全課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件)(都市計画課)

◇ 雑 報

第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(商工指導課)

告 示

鳥取県告示第二百二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定に基づき、千代川森林計画区、天神川森林計画区及び日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示す

る。

平成五年三月五日

鳥取県知事 西 尾 匡 次

一 縦覧に供する書類

千代川森林計画区、天神川森林計画区及び日野川森林計画区の地域森林計画の変更に係る計画書及び計画図

二 縦覧に供する期間

平成五年三月五日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び一に掲げるそれぞれの森林計画区を管轄する地方農林振興局

四 意見の申立て

これらの地域森林計画の変更に関し意見のあるは、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第二百三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成五年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市白兔字白浜六八八の一四

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡会見町鶴田字小原山ノ一 一三三二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び会見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字上松中三二二九の二、字新川尻三二五六の三、三二五六の四

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字細川字高濱七二六の五一一から七二六の五一三まで・七二六の六〇三・字高浜七二六の五八一から七二六の五九一まで・七二六の五九六から七二六の六〇〇まで・七二六の六〇二・七二六の六〇五・大字海士字高浜八八九の五〇一・八八九の六二三・八八九の六三七・字高濱八八九の六四一（以上二六筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

国立公園事業用地とするため

二一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の六三七（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

大栄町

二 事業の種類

大栄町生涯学習センター（図書館）建設事業

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡大栄町大字由良宿字高下際及び字前田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

大栄町役場

鳥取県告示第二百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土

木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成五年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成五年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、

平成5年3月19日までに鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

平成5年3月5日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 達 篤

1 法第5条第1項の届出に係るもの

届出者の名称 及び住所	第二種大規模小売店 舗の名称及び所在地	開店日	店舗 面積	主として販売す る物品の種類
有限会社いしか わ 米子市茶町7	ホームセンター ジョン 西伯郡岸本町大 殿1外4筆	平成5年 10月21日	534㎡	食料品及び雑貨
ジャヤト商事株 式会社 鳥取県益田市埴 田町2238	ホームセンター ジョン 西伯郡岸本町大 殿977 1外4筆	平成5年 10月21日	425㎡	書籍
有限会社福井園 芸 西伯郡岸本町大 殿1507—3	ホームセンター ジョン 西伯郡岸本町大 殿977 1外4筆	平成5年 10月21日	58㎡	花木、果樹、花 き等の鉢物等

2 法第6条第2項の届出に係るもの

届出者の名称 及び住所	第二種大規模小売店 舗の名称及び所在地	現在の店 舗面積	増加し ようとする 店舗面積	店舗面積を増 加する日
株式会社ジョン ソン 鳥取県益田市下 米郷町206—5	ホームセンター ジョン 西伯郡岸本町大 殿977 1外4筆	500㎡	719㎡	平成5年10月21日